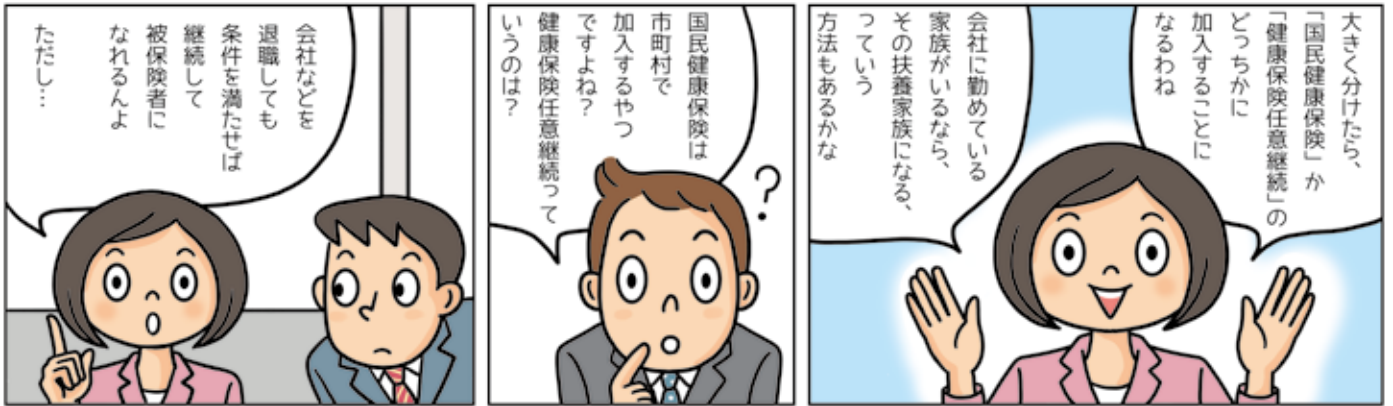


退職後の健康保険



退職後も健康保険へ継続加入したいとき



退職後の健康保険への加入

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のうちいずれかの健康保険へ加入手続きをする必要があります。

	協会けんぽの 任意継続被保険者	国民健康保険の 被保険者	家族の 健康保険の被扶養者
加入要件	I 資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること II 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(必着)	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き	住所地の都道府県の協会けんぽ支部へ資格取得の申出	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	下記を参照	前年の所得などにより決定	被扶養者の負担はなし

※倒産や解雇などにより自らが望まない形で失業された方は、国民健康保険料が軽減され、任意継続の保険料よりも安くなるケースがあります。詳しくはお住まいの市区町村役場へお問い合わせください。

協会けんぽの任意継続被保険者

加入と資格喪失

加入

上の表のI、IIの要件を満たしている場合、協会けんぽの健康保険に引き続き加入することができます。加入できるのは最長で2年間です(退職日の翌日から加入)。

資格喪失

任意継続被保険者は右の①～⑤のいずれかに該当する場合にのみ、資格を喪失します。

注意!

任意継続の加入期間中は「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」という理由では資格喪失となりません。

任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき(④、⑤の場合は資格喪失申出書の提出が必要です)



任意継続被保険者の1ヵ月の保険料

退職時の標準報酬月額

×

都道府県別健康保険料率※

=

任意継続の保険料

事業主の届出によって登録された給与の月額
上限は28万円(改正される場合あり)

40～64歳の方は介護保険料を上乗せ

全額自己負担

※住所地の都道府県の都道府県別健康保険料率となります。

保険給付について

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付(傷病手当金・出産手当金を除く)が受けられます。
※傷病手当金および出産手当金は、任意継続の加入と関係なく、在職時からの継続給付の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靉本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索

